

東京の観光振興を考える有識者会議設置要綱

平成 28 年 1 月 25 日 27 産労観企第 925 号
改正 平成 29 年 5 月 12 日 29 産労観企第 295 号
改正 平成 29 年 6 月 19 日 29 産労観企第 460 号

(設置の目的)

第 1 観光を取り巻く環境の変化に対して的確な対応を図るため、東京都における今後の観光振興の方向性や迅速に実施すべき観光施策等について、有識者との意見交換を通じて検討を進めることを目的に、「東京の観光振興を考える有識者会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 会議は、次の事項について検討を行う。

- (1) 東京都における今後の観光振興の方向性に関すること
- (2) 観光を取り巻く環境の変化に対し迅速な対応を図るための観光施策に関すること
- (3) その他、会議の目的を達成するために必要な事項に関すること

(委員等)

第 3 会議は、知事が別途委嘱する委員をもって構成する。

- 2 知事が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(名誉顧問)

第 4 会議には名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、会議の求めに応じて、東京の観光振興について進言し又は助言する。
- 3 名誉顧問は、知事が委嘱する。

(委員及び名誉顧問の任期)

第 5 委員及び名誉顧問の任期は、第 3 及び第 4 の規定により委嘱を受けた日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第 6 会議には座長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(召集)

第 7 会議は、知事が招集する。

(事務局)

第 8 会議の事務局は、東京都産業労働局観光部企画課とする。

(その他)

第9 この要綱で定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月19日から施行する。